

# 1 区割り・区の名称・本庁舎の位置

## ① 区割り・区の名称・本庁舎の位置

### ■区割りの基本的な考え方

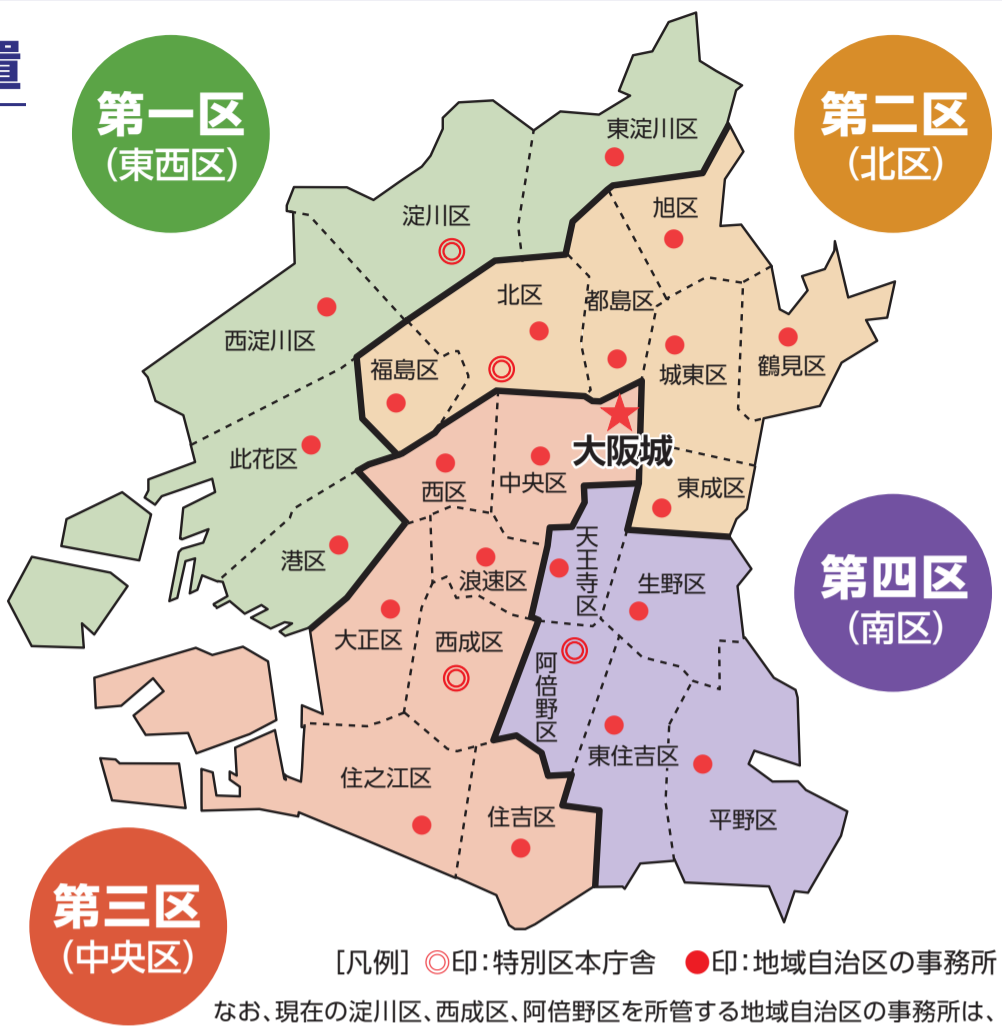
- 各特別区が独立した基礎自治体として、サービスを安定的に提供できるよう、区間の財政状況の均衡化を最大限考慮
- 各特別区間における将来推計人口(2035年を想定)の格差を概ね2倍以内
- 地域において築きあげてきたコミュニティを考慮し、合区・分区の歴史的な経緯を踏襲
- 特別区内における住民の円滑な移動や住民間の交流を確保できるよう、鉄道網の接続や商業集積を考慮
- 災害対策について、防災上の視点からできる限り考慮

### ■区の名前の基本的な考え方

- 大阪城を中心とした方角・位置を考慮

### ■本庁舎の位置の基本的な考え方

- 北区においては、大阪市本庁舎を特別区本庁舎とするとともに、その他の区については、住民からの近接性、交通の利便性、都市の中心性を考慮し選定



- 区割りは、素案で示した4案のうち、試案B(4区B案)をもとに協議を進めることが第8回協議会において確認されたため、5ページ以降では試案B(4区B案)に基づき記載しています。
- 上図( )内の区名、本庁舎の位置は、第9回協議会で示されたもので、第27回協議会では変更する方向でとりまとめていくこととされました。(8ページ参照)

## ② 町の名前

### ■基本的な考え方

- 現在の行政区の名称は、地域の歴史などを踏まえ、長年使用されてきたものであり、住民にとって愛着があるため、一定のルールに基づいて、町名に反映します。
- 地域の歴史などを考慮し、特別区の設置の日までの間に住民の意見を踏まえて大阪市長が定めます。

### 取扱ルール(案)

原則 新たに設置する特別区の名称と現在の町名の間、現在の行政区名を挿入します。

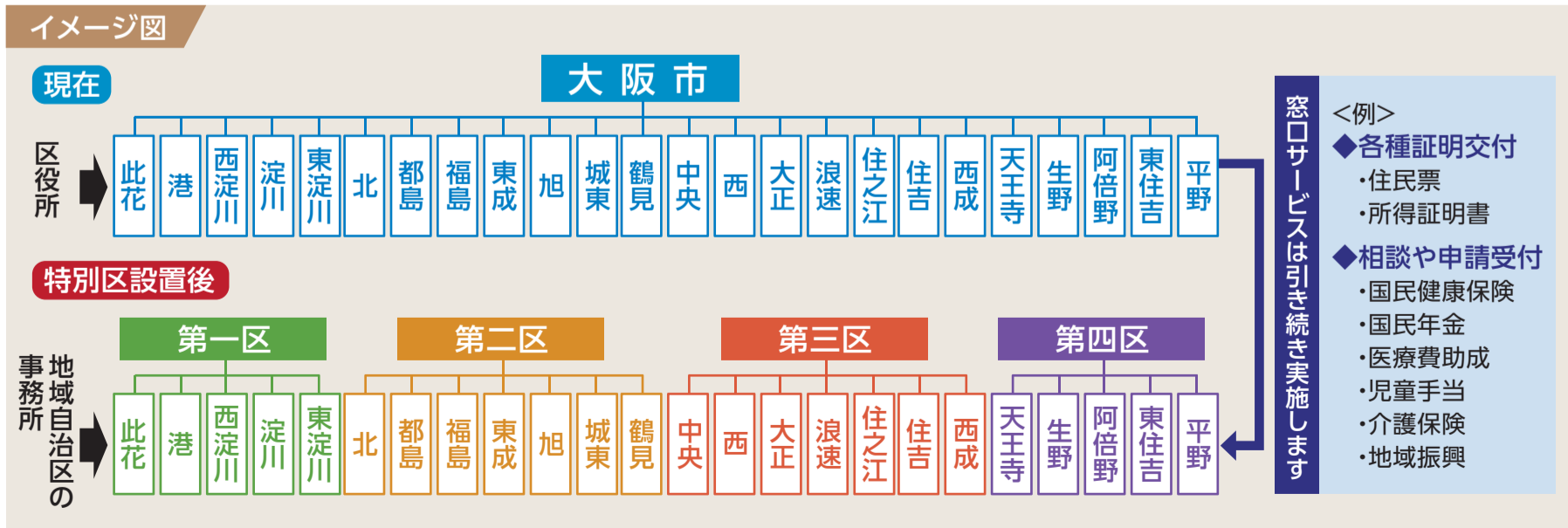
	市区名	行政区名	町名	街区符号	住居番号
変更前	大阪市	□□区	○○町×丁目	×番	×号
変更後	△△区	-	□□○○町×丁目	×番	×号

- 例外1 北区・中央区については現在の行政区名と同一となり、また西区については方位と混同されやすいため、現在の行政区名を挿入しません。
- 例外2 行政区名と町名が連続する場合は、現在の行政区名を挿入しません。(漢字表記も含む)

# 2 地域自治区・地域協議会

### ■基本的な考え方

- 地域コミュニティを維持するため、行政区域である地域自治区を現在の24区に設けます。
- 地域住民の意見を区政に反映するため、現在の24区単位で地域協議会を設置します。
- 窓口サービスを継続して実施し、利便性を維持するため、現在の区役所を地域自治区の事務所とします。



- 第27回協議会では、地域自治区の事務所の名称について、「区役所」とする方向でとりまとめていくこととされました。(8ページ参照)